十六銀行 16FG

じゅうろく後見支援預金

（2025 年 4 月 1 日現在適用中）

１．商品名	じゅうろく後見支援預金
２．対象となる方	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けたお客さま ※ただし、岐阜県・愛知県（全域）、三重県（桑名市、四日市市、いなべ市、朝日町、川越町、菰野町、木曽岬町、東員町）にお住まいの方に限ります。
３．対象となる預金	普通預金（決済専用型を除く） ※別途、「後見支援預金に係る専用口座取扱依頼書 兼 特約書」をご提出いただきます。
４．期間	期間の定めはありません。 ただし、以下のいずれかの場合に預金契約は終了します。 ① 預金者が亡くなられたとき ② 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき解約する申し出があったとき ③ 成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定したとき ④ 未成年後見制度の支援を受ける預金者が成年に達したとき （婚姻により成年に達したとみなされたとき） ⑤ 預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断したとき
５．口座開設方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお取扱いします。 ※預金者一名につき当行本支店１店舗のみでしか開設できません。
６．預入方法	
（１）預入方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいただきます。 ※お預入れの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
（２）預入金額	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額 ・預入金額に制限はありません。（１円以上）
（３）預入単位	・１円単位
７．払戻方法	
（１）払戻方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払戻しいたします。 ※払戻しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
（２）払戻金額	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額
８．利息	
（１）適用利率	・普通預金の毎日の店頭表示の利率を適用します。市場の金利水準により随時変更する変動金利です。
（２）利払頻度	・利息決算日は、毎年２月と８月の第３土曜日の翌営業日の前日とし、決算日までの利息は、決算日の翌営業日にお支払いします。
（３）計算方法	・毎日の最終残高１，０００円以上について付利単位を１００円とした１年を３６５日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。

（４）課税 （５）利率情報の入手方法	・２０．３１５％の分離課税※ ※2013 年 1 月 1 日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されています。 ・当行ホームページ「金利一覧」にてご確認いただくか、窓口までお問い合わせください。
９．手数料	口座開設手数料　１１，０００円（税込） 口座管理手数料　年間３，３００円（税込）（２年目以降） ※この口座からお振込みをされる場合は、別途振込手数料（当行の場合は最大８８０円（税込））が必要となります。 ※定額自動送金サービスを利用される場合は、別途管理手数料（1 回あたり１１０円（税込））および振込手数料（最大で６６０円（税込））が必要となります。（各回の送金が行われる都度、必要となります。）
10．付加できる特約事項	・「じゅうろく定額自動送金サービス」をご利用いただけます。 （家庭裁判所から交付を受けた「指示書」により、日常的に必要な定期定額支払について指定される場合に限りお取扱いします。）
11．中途解約時の取扱い	―
12．その他参考となる事項	・この預金に、キャッシュカードサービスを付加することはできません。 ・この預金は、総合口座としてご利用いただくことはできません。 ・この預金は、インターネットバンキングをご利用いただけません。 ・公共料金の払込み等契約に基づく継続的な自動振替の支払口座にご指定いただけません。（上記「じゅうろく定額自動送金サービス」を除く） ・この預金は、給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取口座にご指定いただけません。 ・各手数料は、将来的に変更となる場合がございます。 ・預金保険制度の対象預金であり、１金融機関につき預金者一人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本１，０００万円までとその利息等が保護されます。 ・この預金は、マル優（少額貯蓄非課税制度）はご利用いただけません。 ・口座開設店は岐阜県・愛知県・三重県内店舗に限ります。（東京支店、大阪支店および PLAZA JUROKU 各店では口座を開設いただけません。） ・管轄の家庭裁判所は、岐阜家庭裁判所（本庁および各支部、各出張所）、名古屋家庭裁判所（本庁および各支部）、津家庭裁判所（四日市支部のみ）となります。 ・「指示書」の内容または有効性に疑義があると当行が判断した場合はお取扱いできません。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０－０１７１０９ または ０３－５２５２－３７７２